

大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託
企画提案仕様書

1 総則

「大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務」については、本仕様書に基づいて実施するものとする。

また、本仕様書は委託業務の内容及び関連条件の概要を示すものであり、ここに記載されていない事項であっても、委託業務に付随して当然必要と認められるものについては、委託料の範囲内で実施するものとする。

2 業務名称 大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務

3 契約期間

契約日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

(1) 大阪市子ども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務

「大阪市子ども・子育て支援計画」の策定業務に必要な基礎資料となるように、就学前児童の保護者用、就学児童（小学校1～3年生）の保護者用、若者（15歳～39歳）用の3種類の調査を実施するにあたり、調査票設計の補助を行うとともに、調査票等の印刷、封入・封緘作業を実施し、調査票の回収、調査種別・本市の指定する地域ごとの集計及び分析作業（自由回答のまとめを含む）を行い、調査報告書を作成する。

ア 調査票の作成支援

本市との打合せ会を適宜開催し、本市が提示する調査票の質問項目に対し、調査回答の回収率や集計作業効率の向上の観点から、調査項目の構成や質問の表現、調査票のレイアウトについて提案や助言を行う。調査票確定後、調査票原稿データを作成する。

※ 調査項目予定数

就学前児童の保護者用 50～70項目程度（20ページから28ページ程度）

就学児童の保護者用 50～70項目程度（16ページから24ページ程度）

若者用 50～70項目程度（16ページから24ページ程度）

イ 調査票等の印刷

アにより作成した調査票及び本市が作成した原稿データにより次のものの印刷を行う。

- ① 調査票【就学前児童用・就学児童用・若者用】
- ② 依頼文【就学前児童用・就学児童用・若者用】
- ③ 送付用封筒（角2号）【就学前児童用・就学児童用・若者用】
- ④ 返信用封筒（長形3号）【就学前児童用・就学児童用・若者用】
- ⑤ お礼状兼督促状はがき【就学前児童用・就学児童用・若者用】

ただし、①については受注者が仕様書4（1）アにより原稿データを作成し、②、③、④、⑤については、本市が原稿データを作成したものによる。

ウ 調査票の封入・封緘等

本市が提供するデータから宛名ラベル等を用いて、③の送付用封筒に宛名を記載する。封入物については、次のとおりとする。

① 就学前児童用封入物

「依頼文」「保育サービス等について」「調査票（就学前児童用）」「返信用封筒」

② 就学児童用封入物

「依頼文」「放課後の居場所を提供する事業について」「調査票（就学児童用）」「返信用封筒」

③ 若者用封入物

「依頼文」「調査票（若者用）」「返信用封筒」

エ 調査票の配付

封入・封緘後の「送付用封筒」は次の仕様により発送準備すること。

① 就学前児童、就学児童、若者ごとにわけ。

② 集約郵便局ごと（23 か所、別紙のとおり）にわけ。

オ 各区郵便局への配送

① 市内の集約郵便局（23 か所、別紙のとおり）へ配送すること。なお、配送にあたっては、上記エにより括束した順番がわかるように、郵便区内特別郵便物として配送すること。

カ WEB 調査にかかるシステムの構築

① WEB による調査を併用するため、WEB 調査用原稿についても作成し、システムを構築する。

キ コールセンターの開設

① 調査対象者からの調査に関する問合せに対応するためのコールセンターを設置する。

② 設置期間については、調査票配付から 2 か月間とする。

③ コールセンターでの質問受付時間は、設置期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く日の、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

ク 調査票の回収・調査結果の入力

① 本市に返送される調査票を回収、自社の作業所へ持ち帰り整理を行う。

② 回答のあった調査票の各質問事項への回答データを入力し、1 週間ごとに入力件数を報告する。なお、自由回答分は要旨入力のうえ、カテゴリー毎に分類する。（カテゴリー設定については、回答内容により、本市と協議を行ったうえで承認を得て決定する。

※集計及び分析数（配付数）

就学前児童の保護者用 48,000 （前回回収率 44.7%）

就学児童の保護者用 12,000 （前回回収率 45.0%）

若者用 12,000 （前回回収率 22.5%）

ケ お礼状兼督促状はがきに宛名ラベル等を用いて、宛名を記載し、郵便局へ配送する。なお、配送にあたっては、郵便番号区分ごとに区分し、郵便局から交付される用紙を添付すること。用紙については、本市が手続き後受注者に提供する。

コ 調査結果の集計・分析

① 分析資料・集計結果資料の作成にあたっては、エクセル・CSV 形式でデータ入力し、アンケート集計支援ソフト等を活用し、具体的分析・集計方法、論理エラーチェック方法の詳細検討結果について提案、説明のうえ、本市担当者の指示に従って方法を決定する。

② クロス集計項目については、年代別集計、24 区別集計の他、クロス集計項目の作成計画を本市に提出し、項目の確定にあたっては、本市と適宜協議を行い、合意のうえ決定すること。

- ③ 個々の回答に対する分析資料については、全ての単純集計、クロス集計等の集計結果が理解できるように、グラフ等の図表を作成し、市全体版については、図表ごとに200～400字程度の詳細解説を附して整理する。

サ 調査報告書の作成

- ① 調査票のデータの集計・分析等を行った結果に基づき、調査結果速報版（速報値）を作成し、本市が指定する日までに提出する。
- ② 就学前・就学児童の保護者、若者用の3種類の調査を市全体版として1冊の報告書にまとめる。各区については、グラフ等の図表の作成とともに主要な調査結果について概要版を作成する。
- ③ 報告書の作成にあたっては、構成及び記載内容（案）や使用するグラフ・係数表示、端数処理、無回答等の取扱い方法を事前に提示し、本市と協議したのちに本市の承認を得て作成する。
- ④ 報告書の分量については、報告書のページ数、グラフ数、図表など、それぞれ前回調査報告書と同等または、同等以上とすること。
- ⑤ 報告書については、原稿を紙印字による報告書と同様内容の本市が指定するデータファイルの入ったUSBメモリ等記録媒体（正・副各1個）を添えて提出する。

(2) 大阪市こども・子育て支援事業計画の策定支援

ア 令和7年から令和16年度の推計人口の算出

イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みの算出

- ① (1)に掲げる「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から、本市が指定する事業項目について量の見込みを算出する。量の見込みの算出にあたっては、国が示す指針・手引きに基づき潜在的ニーズを勘案し実施する。
- ② 算出結果に基づき、本市の子育て支援施策や地域特性なども踏まえたうえで量の見込みを設定する作業を支援する。

5 業務の履行にあたっての事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに本業務委託の実施にかかる実施日程及び具体的な実施方法についての調整を行うため、本市と事前の打合せを行い、実施計画について本市の承諾を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または作業内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。
- (3) 前回（平成30年度実施）の調査票及び調査報告書については本市担当にあり。なお、調査票等については、本市ホームページでも閲覧可能。
- (4) 委託業務執行管理方法
委託業務の進捗管理・執行状況把握、調査事項の分析、調査報告書等成果物の納品等については、つぎのとおり本市職員が検収等を行う。

ア 進捗管理

業務にあたっては、スケジュール、作業工程に係る全ての業務について、本市と適宜協議し、その指示に従うこと。

また、窓口責任者を定め、定期的に本市より委託内容の指示及び説明を受け、委託作業の主要工程等、作業内容について常に本市が把握できるようにすること。また、統計手法、分析手法について事前に報告すること。

イ 成果物の納品

4 - (1) - サのとおりとする

ウ 著作権について

成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

エ 疑義等の取扱

業務に係り、上記に記載のない事項が生じた場合は、本市と協議のうえ、その指示に従うこと。なお、データ入力等作業時に疑義が発生した場合、本市担当者に至急連絡し、指示をあおぐこと。

(5) 処理件数、日程等については、本市の指示により変更することがある。

6 個人情報の取扱

- (1) 本委託業務は、個人のニーズや生活実態等にかかる個人情報を取り扱うため、適宜・適切なデータ管理・保管に努めること。個人情報等が含まれるデータについては、施錠できるロッカー等で管理・保管することとし、管理方法・保管場所を報告すること。
- (2) データ保護及び機密保護を徹底するため、データ管理者・データ使用作業従事者を始めとする関係者全員に対してデータ保護及び機密保護に関する趣旨説明資料を配布し、その重要性についての説明を徹底するなど適切な措置を講じること。
- (3) 委託目的物にかかる処理を本市の許可を得ず第三者に再委託してはならない。また、これにかかる誓約書を契約締結時に提出すること。
- (4) 調査票等に記載された個人情報は、委託業務の目的物作成以外には使用してはならない。また、調査票及び委託業務にかかる個人データ等を第三者に提供してはならない。
- (5) 調査票及び委託業務にかかる個人データ等を複写・複製してはならない。ただし、本市より文書による同意を得た場合は、この限りではない。
- (6) 集計済みの各調査票については、事業完了後別途指示により本市に返還すること。
- (7) 個人情報の保護を徹底するため、業務の進捗状況について、本市職員の指示に従い、説明資料の提供等、所要の措置を講じること。
- (8) 個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例を遵守すること。同法又は同条例の規定に反した場合は、同条例第 16 条の規定に基づき、是正勧告及び事実を公表する場合がある。

7 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供を行うこととする。

8 一部再委託等の禁止事項

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 調査票の作成支援、調査結果の集計・分析及び調査報告書作成業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注

者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

9 支払について

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

10 その他

発注者が提供した原稿、写真、イラスト等は使用后すみやかに返却すること。

11 本市担当 大阪市子ども青少年局企画部企画課（企画グループ）

電話 : 06-6208-8337

FAX : 06-6202-7020

調査票配達郵便局

別紙

郵便区番号	郵便局名称	郵便局住所
530	大阪北郵便局	大阪市北区大淀中1-1-52
531		
553		
532	淀川郵便局	大阪市淀川区十三元今里2-2-36
533	東淀川郵便局	大阪市東淀川区下新庄6-4-14
534	都島郵便局	大阪市都島区高倉町1-6-3
535	大阪旭郵便局	大阪市旭区大宮1-20-8
536	大阪城東郵便局	大阪市城東区今福東3-16-23
538		
537	東成郵便局	大阪市東成区東今里3-13-11
540	大阪東郵便局	大阪市中央区備後町1-3-8
541		
542	大阪南郵便局	大阪市中央区東心斎橋1-4-2
543	天王寺郵便局	大阪市天王寺区上汐5-5-12
544	生野郵便局	大阪市生野区勝山南3-2-2
545	阿倍野郵便局	大阪市阿倍野区阪南町1-47-16
546	東住吉郵便局	大阪市東住吉区今川8-8-25
547	平野郵便局	大阪市平野区平野西3-1-5
550	大阪西郵便局	大阪市西区江之子島2-1-3
551	大正郵便局	大阪市大正区三軒家東4-3-22
552	大阪港郵便局	大阪市港区市岡1-5-33
554	此花郵便局	大阪市此花区春日出北2-1-9
555	西淀川郵便局	大阪市西淀川区姫里3-1-33
556	浪速郵便局	大阪市浪速区難波中3-10-1
557	西成郵便局	大阪市西成区岸里2-3-29
558	住吉郵便局	大阪市住吉区我孫子西2-10-1
559	住之江郵便局	大阪市住之江区新北島5-2-18